

令和元年 12 月 10 日

病院長・診療所長各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰  
福祉担当理事 峰野 元明

神奈川県医師会より通知がございましたので、お知らせ致します。

神奈川県医師会  
理事 渡邊 知雄

令和元年 10 月 11 日から同月 14 日までの間の暴風雨及び豪雨による  
災害により被害を受けた医療機関施設等に対する災害復旧に係る融資について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、標記の件につきまして、別添のとおり神奈川県健康医療局保健医療部医療課  
長より通知がまいりましたので、ご連絡いたします。

つきましては、貴会関係会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

事務担当：総務課 布川

電話 045-241-7000

FAX 045-241-1464

E-mail e-nunokawa@kanagawa.med.or.jp



事務連絡  
令和元年11月8日

都道府県  
各指定都市衛生主管部（局） 御中  
中核市

厚生労働省医政局医療経営支援課

令和元年10月11日から同月14日までの間の暴風雨及び豪雨による災害により被害を受けた医療関係施設等に対する災害復旧に係る融資について

独立行政法人福祉医療機構では、医療関係施設等を整備する際に必要となる建築資金、機械購入資金及び長期運転資金を長期・固定・低利で融資しておりますが、災害救助法が適用された地域に所在する医療関係施設等が被害を受けた場合には、当該医療関係施設等の復旧を支援するため、通常の融資条件から融資額の引き上げ等の優遇措置を講じた融資（以下「災害復旧資金」という。）を行っております。

医療関係施設等は、地域医療を守る観点から欠くことのできないものであり、今回の令和元年10月11日から同月14日までの間の暴風雨及び豪雨による災害により被害を受けた医療関係施設等の早期復旧は重要な課題であること等を踏まえ、別紙のとおり、現行の災害復旧資金から融資率を引き上げる等の更なる特例措置を講じることとしました。

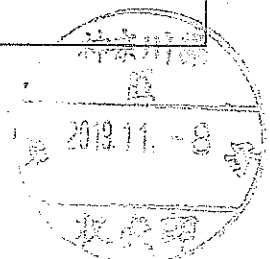
つきましては、被害を受けた医療関係施設等が必要に応じて本特例措置を活用できるよう、管内の市区町村や関係機関、医療関係施設等に対する周知いただくとともに、災害復旧補助金の内示の際には再度本制度の周知等ご協力いただきますようお願い申し上げます。

【担当連絡先】

厚生労働省医政局医療経営支援課経営指導係

代表電話：03-5253-1111（内線2671）

直通電話：03-3595-2261



(別紙)

令和元年10月11日から同月14日までの間の暴風雨及び豪雨による

### 災害に係る特例措置の概要

(独立行政法人福祉医療機構 医療貸付事業)

#### 1. 建築資金

(令和元年11月8日現在)

災害復旧資金		本災害による特例措置	
融資率	90%	100%	
貸付利率 (※1)	基準金利同率	《当初3年間》 7.2億円まで無利子 7.2億円超の部分は 基準金利▲0.9% 《4年目以降》 基準金利 同率	
償還期間 (据置期間)	最長30年 (最長3年)	最長39年(※2) (最長3年)	
無担保貸付	500万円まで	3,000万円まで	
融資限度額	最大14.4億円	担保評価額を上限	

(※1) 貸付金利は、契約締結時の利率が適用される。金利情勢や貸付条件によっても異なる。

(※2) 被災以前から医療関係施設等を経営するための債務(民間金融機関からの借入金を含む)を有し、医療施設等が全壊・半壊する等の被害を受けたことにより、災害復旧のため新たに機構から融資を希望している場合(二重債務)に限る。

#### 2. 機械購入資金

(令和元年11月8日現在)

災害復旧資金		本災害による特例措置	
融資率	90%	100%	
貸付利率 (※1)	基準金利+0.8%	《当初3年間》 7.2億円まで無利子 7.2億円超の部分は 基準金利▲0.1% 《4年目以降》 基準金利 同率	
償還期間 (据置期間)	最長5年6か月 【先進医療機器】 最長10年6か月 (最長1年)	最長15年(※2) (最長3年)(※2)	
無担保貸付	500万円まで	3,000万円まで	
融資限度額	最大14.4億円	担保評価額を上限	

(※1) 貸付金利は、契約締結時の利率が適用される。金利情勢や貸付条件によっても異なる。

(※2) 被災以前から医療関係施設等を経営するための債務(民間金融機関からの借入金を含む)を有し、医療施設等が全壊・半壊する等の被害を受けたことにより、災害復旧のため新

たに機構から融資を希望している場合（二重債務）に限る。

### 3. 長期運転資金

(令和元年11月8日現在)

災害復旧資金		本災害による特例措置	
融 資 率	90%	100%	
貸付利率 (*)	基準金利+0.8%	《当初3年間》 7.2億円まで無利子 7.2億円超の部分は 基準金利▲0.1% 《4年目以降》 基準金利 同率	
償還期間 (据置期間)	最長3年6か月 (最長1年)	最長15年 (最長3年)	
無担保貸付	500万円まで	2,000万円まで	
融資限度額	最大3,000万円	最大「診療報酬及び 介護報酬」の3か月分	

(※) 貸付金利は、契約締結時の利率が適用される。金利情勢や貸付条件によっても異なる。

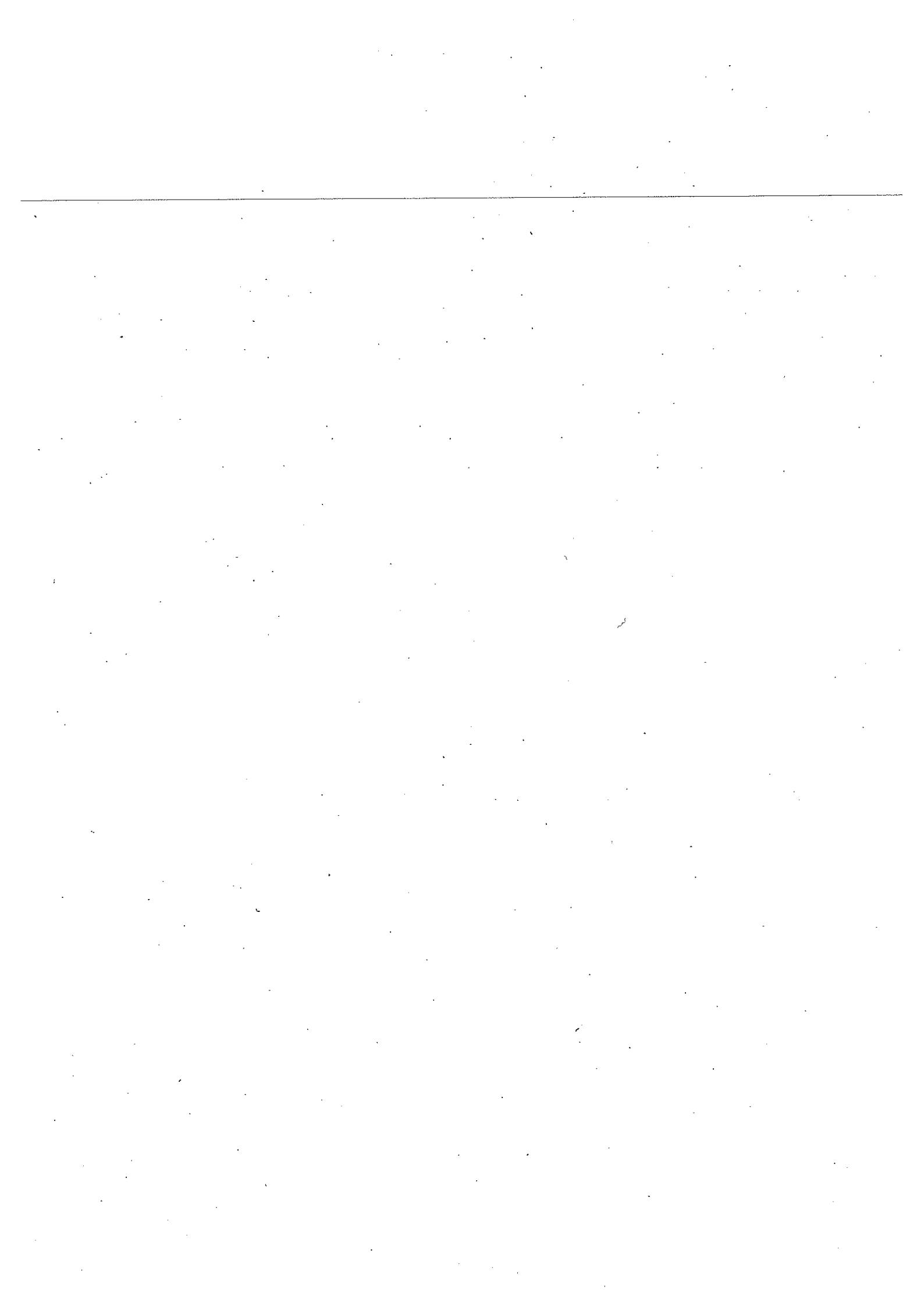
### 4. その他

独立行政法人福祉医療機構の医療貸付事業を既に利用している場合には、元利金の返済猶予についても柔軟に対応。

(参考1) 独立行政法人福祉医療機構 ホームページ <http://www.wam.go.jp/hp/>

(参考2) 独立行政法人福祉医療機構 相談窓口

- ア. 融資相談: 福祉医療貸付部 医療審査課 融資相談係 (電話番号 03-3438-9940)  
大阪支店 医療審査課 融資相談係 (電話番号 06-6252-0219)
- イ. 返済相談: 顧客業務部 顧客業務課 (電話番号 03-3438-9939)



# 医療施設等災害復旧費補助金のご案内

～ 被災された医療機関等の皆さまへ ～

地震や台風、豪雨等の自然災害により医療施設等が被災した場合、公的医療機関や政策医療を実施している医療機関等、一定の要件に該当する医療施設等の建物や医療用設備などを復旧（※）するための費用について、国がその一部（費用の1/2（激甚災害により被災した公的医療機関は2/3））を補助する制度があります。

（※）原則、被災前の位置に被災施設と形状、寸法及び材質の等しい施設に復旧する場合

## 補助の対象となる施設

○下記は一例です。補助対象施設などの詳しい内容は（別添）をご覧ください。

### ✓ 医療機関

#### （公的医療機関）

- ・都道府県、市町村若しくは地方自治法第284条第1項に規定する一部事務組合、国民健康保険団体連合会若しくは国民健康保険法施行法第2条の規定により国民健康保険を行う普通国民健康保険組合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会又は社会福祉法人北海道社会事業協会の設置する病院及び診療所

#### （政策医療実施機関（公的医療機関を除く））

- ・救命救急センター、病院群輪番制病院及び共同利用型病院、救急告示病院、在宅当番医制診療所（歯科を含む）、休日夜間急患センター、休日等歯科診療所、災害拠点病院、へき地医療拠点病院、周産期母子医療センター、小児救急医療拠点病院、在宅医療実施病院（診療所及び歯科診療所を含む）など

### ✓ 医療関係者養成所施設

- ・看護師等養成所、理学療法士等養成所、救急救命士養成所、歯科衛生士養成所

### ✓ その他

- ・研修医のための研修施設、病院内保育所、看護師宿舎など

## 補助の対象となる費用

- 建物及び建物附属設備の復旧費用
- 医療用設備（CT、MRI、リニアックなどの建物と一体として復旧を行う医療機器）の復旧費用
- 医療機関の医療機器、医療関係者養成所施設の教材（※）の復旧費用

※ 激甚災害により被災した場合に限る

※ 修理費などの復旧費用が、1品あたり50万円（歯科の場合は10万円）以内は除く

## 補助の対象とならない費用（一例）

次の費用は申請内容に含めないでください。

- × 土地（敷地、構内道路、屋外運動場、法面、駐車場など）、造園
- × 工作物（囲障、門など）
- × 消耗品、ベッド、椅子、机及びその他事務機器等
- × 救急車等の車両
- × 賃貸の建物、リースの医療機器

※ 復旧のための費用の合計（税込）が80万円に満たない場合

## 国による実地調査の実施

○補助金を活用して復旧を行う場合、国（厚生労働省及び財務省（局））による実地調査を行い、被災箇所や復旧方法、復旧費用について確認する必要があります。

### ✓ 調査する内容

- 医療施設等の所在地における災害の状況
  - ※『〇〇市では、△△△△（台風〇号、××地震など）により（具体的な被災状況）した』など
- 建物等の被害状況
  - ※ 被災事実の確認が不可欠です。  
必ず復旧前の被災箇所すべての写真を撮ってください。その際は、被災範囲（数量）などが確認できるようメジャーを添えるなどのほか、可能な限り明瞭に撮影してください。実地調査時に被害状況が確認できない場合、補助対象外とすることがあります。
- 復旧方法
  - ※ 工事内容（施工方法など）の確認を行います。  
専門的な説明も必要になりますので、説明ができる体制を確保してください。  
施工業者等の立会・同席も可能です。
- 復旧にかかる費用
  - ※ 工事費や修理費の根拠について確認を行います。  
復旧方法と同様に、費用についても説明ができる体制を確保してください。  
費用の根拠が施工業者の見積書の場合、複数（3社以上）の見積書を用意してください。  
(やむを得ない理由により複数の見積書が用意できない場合は、その理由を書面にして実地調査の際に提出してください。)

### ✓ 調査の方法

- 県庁会議室または被災施設（現地）などにおいて、上記について確認を行います。

### ✓ 調査にあたり必要となる資料（チェックリスト）

- 医療施設等災害復旧費協議書（様式1）
- 医療施設等災害復旧費実地調査表（様式2）
- 災害発生原因や程度（震度）がわかる資料
  - ※ 地元地方気象台の発表した観測記録や、都道府県・市町村防災担当部署が作成した資料など
- 図面、被災箇所すべての写真（写真は主なものを印刷し、その他はパソコン等の画面で確認する方法でも構いません。）
- 復旧費の積算根拠（見積書など）
- 医療機器にかかる備品台帳など、当該施設の所有であることを証明する資料

医療施設等災害復旧費補助金 補助対象等一覽

(別添)

区分	補助対象施設	対象施設			基準額 (激甚災害の場合)	補助率 (激甚災害の場合)
		建物	医療用設備	医療機器 (注)激甚災害 の場合に限る		
公的医療機関施設	<p>都道府県、市町村等において地方自治法第204条第1項に規定する一部事務組合(以下市町村という。)・国民健康保険団体連合会若しくは国民健康保険法施行令第2条の規定により国民健康保険を行う普通国民健康保険組合、日本赤十字社、社会福祉法人国民健康保険会、全国厚生農業協同組合連合会又は社会福祉法人北海道社会事業協会の設置する診療所及び診療所</p>	○	○	○	1/2 (2/3)	
		○	○	○	1/2	
へき地診療所	<p>都道府県、市町村等、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、全国社会福祉協議会、医療法人、学芸法人、社会福祉法人、医療生活協同組合及びその他厚生労働大臣が認める旨の設置するへき地診療所(医師及び看護士を含む。)</p>	○	○	○	1/2	
		○	○	○	1/2	
政策医療実施機関						
救命救急センター	<p>都道府県の医療計画等に基づき、都道府県知事の要請を受けた病院の開設者の設置する救命救急センター</p>	○	○	○	700,100千円 (厚生労働大臣の定める額)	1/2
病院診療科診療所及び共同利用型病院	<p>都道府県知事又は市町村長等の要請を受けた病院の開設者の設置する病院診療科診療所及び共同利用型病院</p>	○	○	○	80,200千円 (厚生労働大臣の定める額)	1/2
救急救急病棟	<p>救急病棟等定める旨に達し、都道府県知事が認定した救急病院であって、都道府県が定める医療計画において、第二次救急医療を実施している病院</p>	○	○	○	80,200千円 (厚生労働大臣の定める額)	1/2
在宅当番医師診療所	<p>災害救助法の適用市町村に所在する診療所であって、地方公共団体の委託等により地区医師会毎に在宅当番により休日・夜間における診療等を実施している病院</p>	○	○	○	80,200千円 (厚生労働大臣の定める額)	1/2
在宅当番医師診療所	<p>災害救助法の適用市町村に所在する診療所であって、地方公共団体の委託等により地区医師会毎に在宅当番により休日・夜間における診療等を実施している診療所</p>	○	○	○	13,139千円 (厚生労働大臣の定める額)	1/2
在宅当番医師診療所	<p>災害救助法の適用市町村に所在する診療所であって、地方公共団体の委託等により地区医師会毎に在宅当番により休日・夜間における診療等を実施している診療所</p>	○	○	○	13,139千円 (厚生労働大臣の定める額)	1/2
休日夜間急患センター	<p>災害救助法の適用市町村に所在する休日夜間急患センターであって、市町村が行う(緊急を含む)休日夜間急患センター</p>	○	○	○	13,139千円 (厚生労働大臣の定める額)	1/2
休日等診療診療所	<p>災害救助法の適用市町村に所在する診療所であって、地方公共団体の委託等により地区医師会毎に在宅当番により休日・夜間における診療等を行う(緊急を含む)週科診療所</p>	○	○	○	13,139千円 (厚生労働大臣の定める額)	1/2
時間外診療実施診療所	<p>災害救助法の適用市町村に所在する診療所であって、時間外診療実施1、2及び3に関する施設基準の届出を地方厚生(支)局に行っている診療所</p>	○	○	○	13,139千円 (厚生労働大臣の定める額)	1/2
災害拠点病院(災害災害拠点病院)	<p>都道府県又は都道府県知事の要請を受けた災害拠点病院で、厚生労働大臣が選定する開設者の設置する災害拠点病院</p>	○	○	○	677,260千円 (厚生労働大臣の定める額)	1/2
災害拠点病院(地域災害拠点病院)	<p>都道府県知事の指定を受けた病院の開設者の設置するへき地医療拠点病院</p>	○	○	○	447,440千円 (厚生労働大臣の定める額)	1/2
へき地医療拠点病院	<p>都道府県が指定する総合周産期母子医療センター又は認定する地域周産期母子医療センター</p>	○	○	○	229,200千円 (厚生労働大臣の定める額)	1/2
周産期母子医療センター	<p>都道府県が指定する総合周産期母子医療センター又は認定する地域周産期母子医療センター</p>	○	×	○	83,960千円 (厚生労働大臣の定める額)	1/2
小児救急医療拠点病院	<p>都道府県又は都道府県知事の要請を受けた病院の開設者の設置する小児救急医療拠点病院</p>	○	○	○	20,155千円 (厚生労働大臣の定める額)	1/2
在宅医療実施診療所	<p>都道府県が定める医療計画において、居宅等における医療(在宅医療)を実施している診療所</p>	○	○	○	80,200千円 (厚生労働大臣の定める額)	1/2
在宅医療実施診療所	<p>都道府県が定める医療計画において、居宅等における医療(在宅医療)を実施している診療所</p>	○	○	○	13,139千円 (厚生労働大臣の定める額)	1/2
在宅医療実施診療所	<p>都道府県が定める医療計画において、居宅等における医療(在宅医療)を実施している診療所</p>	○	○	○	13,139千円 (厚生労働大臣の定める額)	1/2

区分	補助対象施設	対象経費			基準額 (派遣災害の場合)	補助率 (派遣災害の場合)
		建物	医療用設備	医療機器 及び派遣経費 の備置に際する		
医療関係者養成施設	がん医療連携診療所	○	○	○	13,139千円 (厚生労働大臣の定める額)	1/2
	臨床中医療連携病院	○	○	○	80,200千円 (厚生労働大臣の定める額)	1/2
	腎移植施設	○	×	○	44,900千円 (厚生労働大臣の定める額)	1/2
	老人デイケア施設	○	○	○	105,200千円 (厚生労働大臣の定める額)	1/2
	共同利用施設	○	○	○	388,900千円 (厚生労働大臣の定める額)	1/2
看護師等養成所	○	×	×		1/2	
理学療法士等養成所	○	×	×		1/2	
救急救命士養成所	○	×	×		1/2	
歯科衛生士養成所	○	×	×		1/2	
研修施設					厚生労働大臣の 定める額	
研修施設	地域医療研修センター	○	×	×	59,600千円	1/2
	研修医のための研修施設	○	×	×	190,700千円	1/2
	病院内保育所	○	×	×	厚生労働大臣の 定める額	1/2
	看護師宿舎	○	×	×	既存回廊(1人当たり9.53㎡を限度) × 1/2 × 198,300円	1/2
	救急医療情報センター	○	×	×	13,100千円	1/2

※ 補助額：施設の事業費(厚生労働省等による実地調査に基づく額)と、基準額を比較して、低い方の額に補助率を乗じた額。(千円未満切り捨て)

※ 国、独立行政法人(独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。)若しくは国立大学法人(国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。)又は医療法第7条の2第1項第2号～第5号に掲げる者の設置するものは対象外。

※ 厚生労働大臣の定める額：上取なし